

国税庁提出資料

令和 7 年 10 月 2 日 (木)



令和6年分の所得税の確定申告及び事業者のデジタル化促進に関する周知協力依頼の結果について

- ◆ 「事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議」において、公的手続等のデジタル化推進の一環として「マイナポータル連携等を活用した確定申告」を推進。その利用拡大に向けて、これまで、令和5年12月に国税庁から各府省庁等に対して所管する業界団体・独立行政法人等への周知を依頼。結果、各府省庁等の協力により、2,600を超える団体への周知を実施。
- ◆ 令和6年については、新たに、「事業者のデジタル化促進」に関する取組の周知依頼を追加。
- ◆ 各府省庁等の多大なるご協力により、令和5年の実績を超え、2,900を超える団体への周知が実現。

1 周知内容

1. 令和6年分の所得税の確定申告について

- ① 確定申告における給与情報の自動入力について
会員事業者等に対して、従業員の給与所得の源泉徴収票をオンラインで提出していただきたい旨を周知。
- ② 自宅からのマイナンバーカードを利用したe-Taxによる確定申告について
会員事業者等に対して、従業員へマイナンバーカード及びマイナポータル連携などを活用した、自宅からのe-Taxによる確定申告を呼びかけていただくよう周知。

2. 事業者のデジタル化促進について

会員事業者等において、国税庁が作成した事業者のデジタル化促進に係る広報素材をご活用いただき、事業者の業務のデジタル化促進を働きかけていただくよう周知。

2 周知実績

令和7年1月集計

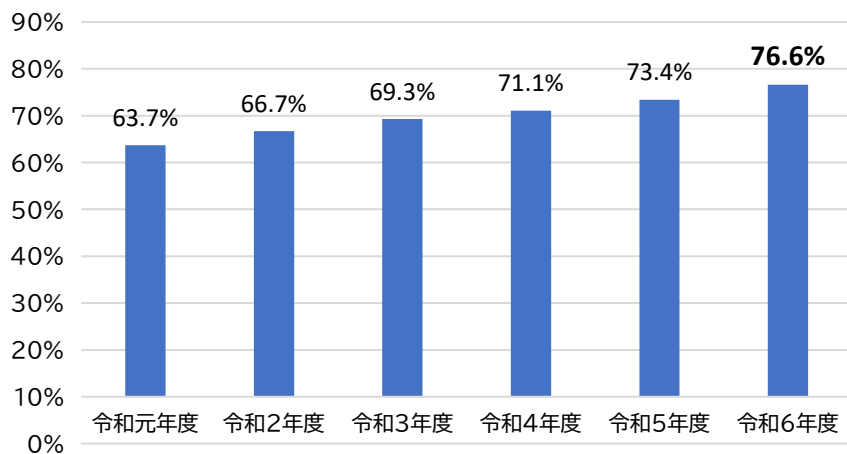
府省庁名	周知団体数
内閣府	4
警察庁	44
金融庁	60
総務省	35
法務省	15
外務省	2
財務省	38
文部科学省	1,077
厚生労働省	246
農林水産省	459
経済産業省	561
国土交通省	349
環境省	41
防衛省	1
合計	2,932

※1 周知団体数は各省庁の報告に基づくものであり一部重複等あり。
※2 周知団体数は令和7年1月24日時点で「周知済」又は「周知予定」と報告があったものを集計。

給与所得の源泉徴収票のオンライン提出について

- ◆ 事業者の方が**税務署にオンライン(e-Tax、認定クラウド等、eLTAX)**で提出した**給与所得の源泉徴収票の情報**(税務署への提出義務がない500万円以下の給与所得の源泉徴収票の情報を含む。)は、令和5年分以降の確定申告において**マイナポータル連携による自動入力**が利用可能となっているところ。
- ◆ 従業員の方が、確定申告において給与所得の源泉徴収票の情報の自動入力を利用するためには、事業者の方から従業員の方のマイナンバー、氏名(カナを含む。)、住所、生年月日等を正しく入力した給与所得の源泉徴収票をオンラインで提出していただく必要がある。
- ◆ さらに、**令和9年1月からは**、市区町村に給与支払報告書を提出すれば、税務署にも源泉徴収票を提出したとみなされ、その場合、**eLTAXで提出された給与支払報告書**については、**マイナポータル連携の自動入力**の対象になる予定。
- ◆ できる限り多くの事業者の方に**給与所得の源泉徴収票をオンラインで提出**いただけるよう、所管する関係民間団体や独立行政法人等に対して、以下の広報素材等を活用しつつ、傘下会員となっている事業者の方に対して周知いた度高う、働きかけていただきたい。

給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表のオンライン利用率



事業主の皆さまへ
給与所得の源泉徴収票を
従業員の方の **オンライン** 提出すると...
確定申告がさらに簡単に!!

事業主の皆さまへお願い
皆さまが、給与所得の源泉徴収票をオンライン提出すると、従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、給与所得の情報が自動で入力されるようになります！
従業員の方の確定申告がさらに簡単になりますので、オンライン提出をお願いします!!

オンライン提出のポイント
① 事業主の皆さまからオンライン提出された給与所得の源泉徴収票が自動入力の対象となります。税務署への給与所得の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、500万円以下の給与所得の源泉徴収票であっても、オンライン提出した場合は、自動入力の対象となります。
※ e-Taxの電子提出とマイナポータルとの連携により、e-Taxの電子提出(元金機能)を利用した場合が対象となります。事業主の皆さまがマイナポータルで提出した場合は対象外です。自動入力の対象となります。
② eLTAXなら、より簡単にオンライン提出が可能です!! (詳細は裏面にご確認ください)

③ 給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、従業員の方のマイナンバー、氏名(カナ含む)、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。

詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。

給与支払報告書をeLTAXで提出する場合は
税務署へ提出する源泉徴収票のデータも同時に作成され、まとめて送信できます！
オススメ!

① 給与支払報告書をeLTAXで提出する際、「作成区分」欄を「2」とすると、自動的に源泉徴収票データも作成され、市区町村と税務署へまとめて提出できます! ※1
② また、支払金額が500万円以下の源泉徴収票データも税務署に提出するため、従業員の方が確定申告書を作成する際の自動入力の対象となります!

eLTAXのメリット!
☒ 提出先の市区町村へ自動的に振り分けられます!
☒ 給与支払報告書・源泉徴収票を一括提出できます!
☒ 個人住民税特別徴収税額通知を電子データで受け取れます!

令和9年1月以降の変更点 お早めの準備をお願いします!
源泉徴収票の提出方法の改正
給与等の支払額が、給与所得の源泉徴収票に記載すべき一定の事項が記載された給与支払報告書を市区町村へ提出した場合に、eLTAXの電子提出とマイナポータルとの連携により、税務署にも源泉徴収票をまとめて送信できますが、税務・会計ソフトの対応状況は、各ソフトウエアの問い合わせ窓口へご確認ください。

法定調書のe-Tax等による提出義務化の対象基準引下げ
令和9年1月以降に提出する法定調書が、基準年の提出枚数が100枚以上から30枚以上に引き上げられます。
令和7年中に提出する法定調書の枚数が30枚以上となった方は、令和8年は、法定調書をe-Tax等により提出する必要があります。
※ 給与支払報告書については、e-Taxで提出する必要があります。

e-Taxでの源泉徴収票の作成・提出方法
税務・会計ソフトがeLTAXの一括提出に対応していない場合は、源泉徴収票の提出はe-Taxソフト(WEB版)をご利用ください。詳細は、e-Taxのホームページをご覧ください。

自宅等からのマイナンバーカードを利用したe-Taxによる確定申告について

- ◆ 確定申告をする際には、スマートフォンやパソコンを使って、自宅等から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用することができ、画面に表示される案内に沿って金額等を入力するだけで、税額等が自動計算され、計算誤りのない所得税の申告書の作成が可能となっており、作成した申告書をそのままe-Taxにより送信できる。
- ◆ e-Taxを利用した確定申告は、マイナポータル連携を活用した給与所得の源泉徴収票の情報や医療費、ふるさと納税等の情報の自動入力が可能であるほか、令和8年1月(令和7年分所得税の申告書)からは、生命保険の一時金・年金、損害保険の満期返戻金・年金に係る支払調書情報やふるさと納税以外の寄附金控除に係る情報がマイナポータル連携の対象となる予定であるなど、利便性がさらに向上しているところ。
- ◆ また、令和7年度は、マイナンバーカードとマイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限の到来が多数見込まれており、有効期限を過ぎた場合、マイナポータル連携やe-Tax手続の利用などができず、マイナンバーカードを利用したe-Taxによる申告手続にも影響があることから、国税庁でも積極的な周知・広報に取り組んでいる。
- ◆ 自宅等からのマイナンバーカードを利用したe-Taxによる申告の更なる推進に向けて、所管する関係民間団体や独立行政法人等に対して、以下の広報素材を活用しつつ、マイナンバーカードを利用した確定申告やマイナポータル連携の利便性について、給与所得の源泉徴収票の交付時期に傘下会員の従業員等へ周知いただきたい旨を依頼するなど御協力をお願いしたい。
- ◆ なお、マイナンバーカードが普及するまでの暫定的な対応として、IDとパスワードのみによる認証方式(ID・パスワード方式)を運用していたが、マイナンバーカードの普及やマイナンバーカード方式によるe-Tax利用者が増加していること、マイナンバーカード方式及びマイナポータル連携を一層推進する必要があることから、令和7年10月1日よりID・パスワードの新規発行を行わないこととした。

マイナンバーカードで自宅からe-Tax

e-Taxの5つのメリット

- 自宅から申告可能
- 24時間いつでも利用可能
- 受信通知からいつでも内容確認
- 送付費用0円(3週間後まで交付)
- 申告書送付(3週間後まで交付)

※マイナポータル連携は必須です

e-Taxに必要なもの

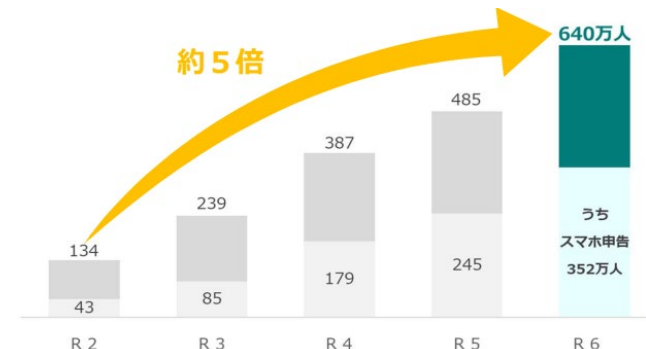
- スマホにマイナポータルアプリをインストール
- マイナンバーカード搭載対応のスマホ
- マイナンバーカード

申告書の作成・提出

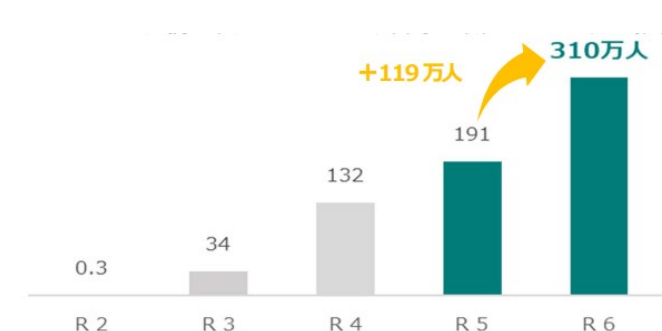
- 確定申告書等作成コーナーなら、**自動計算**で申告書が完成！そのままe-Taxで送信
- マイナポータル連携で、集計や入力の手帳が不要！給与、医療費、ふるさと納税等の情報が**自動入力**！書類の管理や保管も不要
- ※ご利用には事前準備が必要です。事前準備はお早めに！

マイナンバーカードを利用した確定申告の案内はこちらから

自宅からe-Taxで申告した方のうち、マイナンバーカードを利用した方の数の推移



マイナポータル連携を利用して控除証明書等を取得した方の数の推移



医療費控除に係るマイナポータル連携を活用した確定申告手続の周知について

- ◆ 医療費については、マイナポータル連携の連携対象項目のなかでも利用件数が多く※、確定申告において、医療費控除を申告する方が年々増加している中、より多くの方にマイナポータル連携を利用して円滑に確定申告を行っていただけるよう重点を置いて広報施策を実施予定。

※マイナポータル連携利用者約310万人のうち、約273万人(約9割)が医療費控除のマイナポータル連携を利用。

- ◆ 具体的には、国税庁、厚労省、デジタル庁の3省庁で連携して、医療機関や薬局などの窓口・ホームページ等にリーフレットを掲載していただく予定(厚労省から医療機関等へ掲載等の周知を依頼予定)。

未定稿版

医療費控除の確定申告は マイナポータル連携で

★マイナンバーカード × スマホで
メリットたくさん、ラクラク手続★

医療費の情報を
確定申告書に
自動入力

領収書の
集計や入力
が**不要**



家族分の
医療費の情報も
取得可能

領収書の
管理や保管
が**不要**

**確定申告 も マイナ保険証 も
マイナンバーカード**におまかせください



医療費控除のマイナポータル連携
医療費控除のマイナポータル連携
の方法についてご案内しています。



確定申告に関する情報
確定申告に関する様々な
情報をご案内しています。

⚠ **マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください!**

有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続やマイナ保険証などのご利用ができません。
お早めの更新手続をお願いします。

有効期限や更新手続等の詳細は、デジタル庁ホームページをご確認ください。



事業者のデジタル化促進に関する広報素材の活用等について

- ◆ 事業者が日頃行う事務処理について、一貫してデジタルで完結することにより、正確性の向上や、バックオフィス業務の効率化を通じた生産性の向上等のメリットを、享受することが可能となる。
- ◆ このため国税庁としては、関係機関等と協力して、デジタル化のメリットを訴求するリーフレットや動画等により、デジタルインボイスやAI-OCR等の、事業者のデジタル化を支援する施策の周知・広報を行っている。

中小事業者・個人事業者向け

【動画(Web-TAX TV(12分))】
中小企業のデジタルインボイス導入事例



【動画(Web-TAX TV)(8分)】
中小企業のクラウド会計・AI-OCR
導入事例



事業者全般向け

【リーフレット・PR素材】
デジタル化訴求リーフレット・PR素材



【PR動画(30秒)】
クラウド会計ソフトやデジタルインボ
イスのメリットを分かりやすく訴求



【無料相談窓口一覧】
デジタル化に関する各種相談の
窓口一覧を掲載

相談内容	相談先	電話番号
1. 経営・人事・労務に関する相談	中小企業診断士協会	03-5561-0101
2. 経営・人事・労務に関する相談	中小企業診断士協会	03-5561-0101
3. 経営・人事・労務に関する相談	中小企業診断士協会	03-5561-0101
4. 経営・人事・労務に関する相談	中小企業診断士協会	03-5561-0101
5. 経営・人事・労務に関する相談	中小企業診断士協会	03-5561-0101
6. 経営・人事・労務に関する相談	中小企業診断士協会	03-5561-0101
7. 経営・人事・労務に関する相談	中小企業診断士協会	03-5561-0101
8. 経営・人事・労務に関する相談	中小企業診断士協会	03-5561-0101
9. 経営・人事・労務に関する相談	中小企業診断士協会	03-5561-0101
10. 経営・人事・労務に関する相談	中小企業診断士協会	03-5561-0101

中堅・大企業向け

【動画(2分Ver.と1分Ver.)】
デジタルインボイスの仕組みやメリット
をわかりやすく紹介
※EIPA(デジタルインボイス推進協議会)作成



【デジタルインボイス対応サービス一覧】
デジタルインボイスに対応した会計サービス
等の一覧※ EIPA (デジタルインボイス推進協
議会)作成

サービス名	対応サービス	対応サービス	対応サービス
1. 経営・人事・労務に関する相談	中小企業診断士協会	03-5561-0101	
2. 経営・人事・労務に関する相談	中小企業診断士協会	03-5561-0101	
3. 経営・人事・労務に関する相談	中小企業診断士協会	03-5561-0101	
4. 経営・人事・労務に関する相談	中小企業診断士協会	03-5561-0101	
5. 経営・人事・労務に関する相談	中小企業診断士協会	03-5561-0101	
6. 経営・人事・労務に関する相談	中小企業診断士協会	03-5561-0101	
7. 経営・人事・労務に関する相談	中小企業診断士協会	03-5561-0101	
8. 経営・人事・労務に関する相談	中小企業診断士協会	03-5561-0101	
9. 経営・人事・労務に関する相談	中小企業診断士協会	03-5561-0101	
10. 経営・人事・労務に関する相談	中小企業診断士協会	03-5561-0101	

(参考)請求書等を帳簿に自動連携する仕組みに対応した制度の新設について(令和7年度税制改正)

- ◆ 令和7年度税制改正において、デジタルインボイスによる請求データ等を帳簿に自動連携する仕組み(デジタルシームレスの一部)が電子帳簿保存法上に位置付けられ、一定の要件を満たして送受信・保存を行った場合、重加算税の適用除外措置を受けられることとなった。
- ◆ 国税庁においては、本件税制改正を契機として、デジタルインボイスの普及・促進に向けて一層の周知広報に取り組む。

令和7年度税制改正の概要

令和7年度税制改正においては、このうち請求書等のデジタルデータ(電子取引データ)を自動で保存し、帳簿に自動連携する仕組みに対応した制度が、電子帳簿保存法に新設され、それらの電子取引データを一定の要件(下記「送受信・保存の要件(ルール)」参照)を満たして送受信・保存を行う場合、その電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為については、**重加算税の10%加重の適用対象(※1)から除外すると共に、青色申告特別控除65万円を適用することができる**こととされています。(※2)

(※1) 電子取引データは、紙の書類等を保存する場合に比べ、複製・改ざん行為が容易で、その痕跡が残りにくいという特性があることから、電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為については、重加算税を10%加重することとされています。

(※2) 重加算税の10%加重の適用除外は、令和9年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について、青色申告特別控除は令和9年分以後の所得税について適用されます。

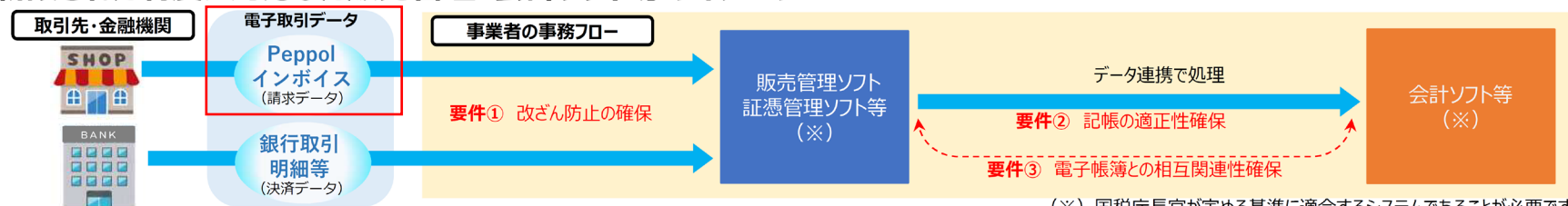
上記の税制上の措置を受けるためには、**国税庁長官が定める基準に適合するシステム(※3)**を使用した上で、**電子取引データを新設された一定の要件を満たして送受信・保存を行い、確認できるようにしておく必要があります。また、あらかじめ届出書の提出が必要です。**

➤ 送受信・保存の要件(ルール)

	新設する送受信・保存の要件
I 電子取引データの改ざん防止要件	① データの送受信と保存を、訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムで行う。 【改ざん防止の確保】
II 適正記帳のための要件	② 電子取引データの金額を訂正削除を行った上で電子帳簿に記録することができないこと(又は訂正削除の事実を確認できるようにしておくこと) 【記帳の適正性確保】 ③ 電子取引データと電子帳簿との関連性を相互に確認することができるようにしておくこと 【電子帳簿との相互関連性確保】

(※3) **国税庁長官が定める基準に適合するシステムとは、①デジタル庁が管理する仕様に従って送受信されたデジタルインボイス(「Invoice JP PINT」又は「JP Self-Billing」)又は、②預貯金口座における決済データのいずれかの電子取引データについて、上記の新設された要件に従って保存できる機能を有するシステムのことをいいます。**

➤ 新設された制度に対応した販売管理・会計ソフト等のイメージ



(※) 国税庁長官が定める基準に適合するシステムであることが必要です。